

第6回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年6月28日

出席者	1. 若杉伸児	2. 森田正春	3. 藤田博文	4. 田野敏広
	5. 中田辰美	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 甲斐奉文
	9. 黒木謙志	10. 菊池勇夫	11. 富井保徳	12. 黒木良昭
	13. 藤本政嗣	14. 中谷茂己		

議事録署名人 13番 藤本 政嗣 委員 14番 中谷 茂己 委員

開催時間 開会 AM 9:30 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和4年第6回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は2番森田正春委員、3番藤田博文委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和4年第6回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。13番藤本政嗣委員、14番中谷茂己委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和4年6月28日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第16号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。令和4年6月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号71番から79番までの9
件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は71番です。申請人の譲受人が、美郷町
南郷神門の75歳の方。譲渡人が、日向市の66歳の方です。申請地は、南郷鬼神
野字小田、田1筆、1,668㎡であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利
用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。
譲受人の経営ですが、現在自作地・借入地あわせて0㎡で下限面積に達しており
ませんが、10ページに同人の貸借が1,435㎡ありますので、どちらも承認いただ
ければ下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数2名の労力2
名となっております。5ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第3条第2
項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5番、中田です。譲受人は年齢が75歳であります。10年以上この田を作っ
ております。事務局の説明のとおり、貸借の案件とあわせて下限面積の3反は達成
します。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号71番について質疑のある方
は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号71番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして受付番号72番と73番ですが、譲渡人が同一のため同時に説明をお
願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号72番と73番ですが、譲渡人が同一で関
連がありますので、あわせて説明いたします。

申請人の譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の72歳の方です。

受付番号72番。譲受人が、美郷町南郷鬼神野の89歳の方です。申請地は、南
郷鬼神野字小村、田4筆、4,147㎡であります。申請理由は、売買による所有権移
転。利用計画は水稲となっております。契約内容は申請書明細のとおりでありま
す。譲受人の経営ですが、自作地のみの6,010㎡。家畜はありません。家族総数2

名の労力1名となっております。

受付番号73番。譲受人が、美郷町南郷鬼神野の66歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字小村、田1筆、173㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜を計画しているようです。契約内容は申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて2,452㎡。こちらの案件についても下限面積に達していませんが、後ほど1,300㎡の貸借案件がありますので、承認いただければ下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数2名の労力2名となっております。7ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5番、中田です。現在譲渡人は体を悪くしているそうです。72番については譲受人は姉にあたり、姉弟で話し合っただけで今回の申請になったそうです。73番については、申請地は自宅のすぐ横にあり、畑として使用するそうです。下限面積については先ほどの事務局の説明のとおりです。2件とも問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号72番と73番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号72番と73番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号74番の説明をお願いします。

事務局員

8ページをお開きください。受付番号は74番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の85歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の78歳の方です。申請地は、西郷田代字平田、田1筆、784㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ9,009㎡。家畜はありません。家族総数5名の労力5名となっております。9ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭 委員	12 番、黒木です。譲受人は 85 歳と高齢ですが、事務局の説明のとおり家族数も多いことから、大きな問題はないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 74 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 74 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 75 番の説明をお願いします。
事務局員	10 ページをお開きください。受付番号は 75 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 75 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 79 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字小田、田 1 筆、1, 435 m ² であります。申請理由は、貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、先ほど受付番号 71 番で承認いただきました農地と合わせて 3 反を超えますので、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
中田委員	5 番、中田です。譲受人は、受付番号 71 番の案件に出てきた内容と一緒にです。譲渡人は 79 歳と高齢で、足が不自由で農業ができる状態ではないということです。先ほど売買した農地の隣ということで、話がまとまったようです。事務局が説明した通り、面積的にも問題がないということで、ご審議よろしくお願ひします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 75 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 75 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 76 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 76 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 66 歳の方。譲渡人が、日向市の 66 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字田出原、田 2 筆、1,300 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 2,452 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。13 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。譲受人は、先ほどの 73 番の案件で説明したとおりです。譲渡人は現在日向市に転出されております。旦那さんが亡くなり、農業ができる状態ではないということです。譲受人と譲渡人はいこの関係で、作ってもらえればということで、今回の申請内容に話がまとまったようです。何の問題もありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 76 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 76 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして受付番号 77 番と 78 番ですが、譲渡人が同一のため同時に説明をお願いします。

事務局員

14 ページをお開きください。受付番号 77 番と 78 番ですが、譲渡人が同一のためあわせて説明いたします。

申請人の譲渡人が、美郷町西郷田代の 66 歳の方です。

受付番号 77 番。譲受人が、門川町の 52 歳の方ですが、ご主人が山瀬のご出身ということで、耕作についてはご主人が行うと伺っております。申請地は、西郷山三ヶ字山瀬、畑 3 筆、20,887 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は粟となっておりますが、すでに植栽されているものを管理していくということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自

作地のための 1,661 m²ですが、今回の貸借面積が 20,887 m²ありますので、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。

受付番号 78 番。譲受人が、美郷町西郷山三ケの 59 歳の方です。申請地は、西郷山三ケ字山瀬、田 1 筆、1,426 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画はシキミとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のための 7,075 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。15 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。譲渡人は美郷町の副町長でありまして、現在西郷田代に住んでおります。実家の栗山や田は、なかなか多忙で管理ができないということでした。77 番の譲受人は、ご主人がこの集落出身でありまして、ほとんど毎日のように帰ってきて仕事をしている方だそうです。78 番の譲受人は畜産をやめまして、荒れた田にシキミを植えて管理したいということでした。双方に何に問題もないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 77 番と 78 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 77 番と 78 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 79 番の説明をお願いします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は 79 番です。申請人の譲受人が、延岡市北方町の農事組合法人です。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 65 歳の方です。申請地は、北郷黒木字沖ノ園、田 6 筆、5,335 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は白ネギとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、美郷町内に自作地・借入地はありませんが、今回の貸借面積が 5,335 m²ありますので下限面積はクリアとなります。家畜はありません。構成員数 2 名の労力 2 名となっております。17 ページが地籍集成図です。通作時間は 10 分程だと聞いております。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該

当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。譲受人である農業組合法人は、延岡市北方町にあるライスセンターだそうです。譲渡人はご主人が亡くなり、一人では農地の管理ができないということで、いろいろとあたってみた結果、農事組合法人に依頼することになったそうです。申請地は圃場整備の一級田になります。荒地にならないように作ってもらえるならと賃借料も設定していないようです。問題ないと思われそうですのでご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号79番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号79番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。この農業組合法人は、まだ農地を探しているのですか。

事務局員

はい。この他にも農地があれば受けてもいいような話はしておりました。

議長

はい、ありがとうございます。

続きまして、議案第17号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

18ページをお開きください。議案第17号、非農地の許可申請について。農地法第2条に規定する農地でないことの照明願いの申請があったので、承認を求め。令和4年6月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は80番の1件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

20ページをお開きください。受付番号は80番になります。受付月日は令和4年6月8日。申請人の代理人が、日向市の行政書士です。申請地は、南郷鬼神野字熊路、畑2筆、現況地目は山林、1,420㎡であります。所有者は、美郷町南郷鬼神野の72歳の方です。調査月日は、令和4年6月15日になります。証明根拠は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であ

るためとなっております。21 ページが地籍集成図、22 ページが航空写真 23 ページが現況写真になります。申請地は長期間にわたって非農地化している農地であります。また隣接する周辺の土地についても山林であり、非農地扱いとしても影響はないと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。ただ今の事務局の説明のとおりです。私も現地の確認をしましたが、以前は耕作していたかもしれませんが、現況は農地に戻せる感じではありません。非農地扱いしても問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 80 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 80 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 18 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するは否かの判断について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

25 ページをお開きください。議案第 18 号、耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について。耕作放棄地全体調査要領に基づき把握した耕作放棄地について、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断を求める。令和 4 年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが、今回判断を求める農地の一覧になります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

26 ページをお開きください。今回判断を求める農地は 17 筆になります。前回の総会時に、利用状況調査の結果が雑山であるものは、すべて非農地として上程するとお約束をしたところですが、まず水清谷地区の 50 か所を自分の目で確認をしに行ったところ、農地が山間部に位置しており、場所の特定が非常に困難でありました。水清谷地区以外でも雑山で調査していただいた箇所もあったんですが、今回は水清谷地区だけということでご了承いただきたいと思います。今回判断していただく 17 筆について、現況写真を 27 ～ 32 ページに添付しております。経緯として、農政局から通達があり、農地に該当しない土地の農地台帳からの除外ということで、農業委員会は利用状況調査の結果、農業用の利用の増進を図ること

が見込まれない農地があった場合は、原則として当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされていますということがあり、今回の非農地判断という形で上程されております。今回除外しようとしている農地は、除外しても周辺の農地に影響を与えることはありませんので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

この件については、利用状況調査結果の中から「雑山」として判断されたものについてになります。先ほど事務局が言ったように、農業委員会で農地以外に変えていってもいいということは、一歩先に進む決断だと思っています。今回のこの17件は、事務局で調査してもらっている案件になります。質疑を受けたいと思いますが、質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

どうぞ。

若杉委員

1番、若杉です。先ほど水清谷地区で50か所のうち、残りの33件は非農地に出来なかったのか、現地が確認できなかったのか、その辺を詳しく教えてください。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

別冊資料の1～4ページが、令和3年度の調査で「雑山」となっていたものの一覧になります。これをすべて現地調査に行き、今回の案件に提出しようと思っていたんですが、先ほど説明したように、場所がわからなかったところもありました。先ほどの若杉委員の質問に答えますと、「雑山」と調査してきていただいたんですが、実際は植林されているところがありました。この「雑山」とは、非農地判断をするにあたって、自然に山になったものは非農地判断できますが、違反転用で植林されている農地は非農地判断できませんので外しております。農地の場所が特定できないところや、まだ「雑山」ではなく原野のような農地も外しております。水清谷地区50か所、現地の写真を撮ってきた結果、今回の上程件数は17件となりました。以上です。

議長

若杉委員、よろしいですか。

若杉委員

はい。

議長

他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。本件に対して賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました
続きまして議案第 19 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局
の提案理由説明を求めます。

局長

33 ページをお開き下さい。議案第 19 号、農地法第 4 条の規定による許可申請
について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を
求める。令和 4 年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページ
が対象農用地の位置図であります。受付番号 81 番の 1 件となっております。詳細
は担当がご説明いたします。

事務局員

35 ページをお開きください。受付番号は 81 番です。申請人が、美郷町南郷鬼
神野の 35 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字川原、田 1 筆、1,046 m²でありま
す。申請の理由は、現在町営住宅に居住しているが、将来に備え実家の近くに住
居を建築したいということであります。転用後の用途は農家住宅です。転用の時
期は、着手令和 4 年 8 月 1 日の令和 5 年 3 月 31 日完了予定となっております。申
請地は、3 月の総会時に農振除外の意見を上程した案件になります。36 ページが
地籍集成図、37 ページが住居の配置図・平面図、38 ページが住居の立面図と倉庫
の立面図、39 ページが駐車場の正面図と側面図、40 ページが現況写真になります。
本案件は農振除外も行われ、利用計画図・資金証明書等から判断し、許可相当と
考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。ただ今の事務局の説明のとおりです。申請人は最適化推進委
員であり、鬼神野の中心人物であります。現在田の作付けが 14 ～ 5 町あり、鬼神
野地区において無くてはならない人です。何も問題はありません。ご審議よろし
くお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 81 番について質疑のある方
は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 81 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして議案第 20 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

41 ページをお開きください。議案第 20 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 4 年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 82 番から 86 番までの 5 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

受付番号 82 番・83 番・84 番は、利用権の設定を受ける者が同一であるため同時に説明をお願いします。

事務局員

43 ページをお開きください。受付番号 82 番・83 番・84 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一であるためあわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 26 歳の方で、認定新規就農者になります。昨日、農業実践塾を卒業されたということです。

受付番号 82 番。利用権を設定する者が、埼玉県の方です。利用権を設定する土地が、西田代字下ノ前田、田 1 筆、1,151 m²であります。利用権の設定に伴う事項についてですが、ここで訂正をお願いします。申請書提出後に、利用権の設定を受ける者と設定する者の協議が行われまして、単価の変更の申請がありましたので金額の訂正をお願いします。

受付番号 83 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 76 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字下ノ前田、田 1 筆、1,288 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。

受付番号 84 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字下ノ前田、田 1 筆、899 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。

利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、経営面積については、新規就農ということで現在経営農地はありません。家族総数 1 名の労力 1 名。利用権設定区分は新規となっております。44 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。まず利用権を設定する 3 名ですが、82 番の設定する者は本人は県外に住んでおり、今まで親戚に農地を預けていたそうです。84 番の設定する者は、他の人に作ってもらっていたそうです。83 番の設定する者は、今まで自身

で WCS を作っていたと聞いております。単価については当初と変わっていますが、利用権の設定を受ける者と相談の上決めた金額で、昨日 4 名の農業委員と最終確認をしたところでした。利用権の設定を受ける者は新規就農をされる方で、父親は金柑農家をされているということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 82 番・83 番・84 番について、質疑ある方は挙手をお願いします。

菊池委員

はい。

議長

どうぞ。

菊池委員

10 番、菊池です。新規就農をされるということで、大変頼もしく感じておりますが、当人達が交渉した結果がこの単価ですが、あまりにも違いすぎると感じます。同じ土地で単価に差があっているのかお尋ねします。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

実は次の 85 番の農業公社に貸し付ける案件も、同じ方に転貸しすることになっていまして、こちらの単価も協議が行われまして増額されております。事務局としても設定を受ける者と協議をしていたんですが、どうしても 83 番の案件だけが単価が高めの設定になっていました。実は最初に言ってきた単価は今より高めに設定していたので、双方で相談するように指導はしておりました。どうしても 83 番の設定する者に関しては、本人が WCS を耕作し補助金をもらっており、本人はまだ続けられるのに、続けて補助金が貰えるのに土地を貸してほしいと相談されたので、こういう形で貸借契約になったのかなと思います。何度か 83 番の設定する者のところに交渉に行ってもらったんですが、本人からどうしても金額を下げることは出来ないと言われたとのことでした。この土地はミニトマトを耕作するのに非常に都合のいい農地であり、今後の自身の経営を考えて、どうしてもこの土地でやりたいということで話がついたということでした。他の方についても訂正分を含め、単価設定について何度も協議を行い了解を得ている状況であります。以上です。

議長

菊池委員、よろしいでしょうか。

菊池委員

はい。

議長

他にありませんか。

若杉委員	はい。
議長	どうぞ。
若杉委員	1番、若杉です。設定する側の方は単価の訂正はご存じないのですか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局員	結論から言いますとご存じです。この訂正があった経緯というのが、農業委員さんが聞き取りをした時に見解の相違があったようで、聞き取りの後に再度協議がもたれ変更になった状況です。以上です。
議長	若杉委員、よろしいですか。
若杉委員	はい。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 82 番・83 番・84 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈挙手、多数〉
	ありがとうございます。本案件は、案通り可決いたしました。 単価の設定については農業委員もなかなか踏み込めないところですが、今後新しい方が続く上で、利用権の設定については慎重に取り組まないといけないと思ったところでした。 続きまして、受付番号 85 番の説明をお願いします。
事務局員	45 ページをお開きください。受付番号は 85 番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎県農業振興公社になります。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 65 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字下ノ前田、田 1 筆、1, 017 m ² であります。利用権の設定に伴う事項についてですが、先ほどと同様、申請後に利用権の設定を受ける者と設定する者の協議が行われ、単価の変更の申請がありましたので金額の訂正をお願いします。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、経営面積は 0 m ² 。利用権設定区分は新規になります。46 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
黒木良昭 委員	12 番、黒木です。先ほどの案件と関連がありますが、利用権を設定する者は、利用権を設定する土地を今まで他の人に作ってもらっていたということです。今回ミニトマトのハウスを作るということで相談をいただき、この申請になったということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 85 番について質疑のある方は挙手をお願いします。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 85 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 86 番の説明をお願いします。
事務局員	47 ページをお開きください。受付番号は 86 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の 58 歳の方。利用権を設定する者が、大分県の 63 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字宮ノ脇、田 2 筆、3,226 m ² であります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみ 11,532 m ² 。家族総数 4 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は新規です。48 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7 番、柳田です。利用権の設定を受ける者は、現在入下地区の農業法人のリースセンターを運営しています。個人的にもスイートピーのハウスの経営もしております。利用権を設定する者とは親戚関係になります。利用権を設定する土地の隣接地に建てたスイートピーのハウスが老朽化しており、建て替えるため今回の申請となりました。利用権を設定する土地は、自身が代表の農業法人が水稲を作っていました但解約し、今後は個人的に預かって新しいハウスを建て、スイートピーの規模拡大を図りたいということでした。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 86 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 86 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 7 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

49 ページをお開きください。報告第 7 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 4 年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

50 ページをお開きください。本件につきましては、先ほどの受付番号 86 番の関連になります。賃借人が北郷入下の農業法人です。土地の所在が、北郷入下字宮ノ脇、田 2 筆、3,226 m²であります。農地法第 3 条で賃貸借契約がなされていましたが、令和 4 年 5 月 31 をもって合意解約が成立いたしました。本合意解約は農地法の要件を満たしているため、届け出を受理したことを報告いたします。

議長

続きまして、報告第 8 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

51 ページをお開きください。報告第 8 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 4 年 6 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

52 ページをお開きください。農地改良の内容は嵩上げ。理由は、隣接する自己所有農地と耕作面の高さを揃え、一体的に利用したいということです。土地の所在は、西郷田代字羽太郎谷、畑 1 筆、464 m²であります。工事予定年月日は、令和 4 年 6 月 13 日から令和 5 年 1 月完了予定となっております。53 ページが地籍集成図、54 ページが現況写真、55 ページが平面図・断面図になります。以上です。

報告ですが、何か意見はありますか。

〈なし〉

それでは以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和4年第6回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤本 政嗣

美郷町農業委員会 委員 中谷 茂己

